

※処理事項		発 信 年 月 日		通 信 日 付 印		確 認		整 理 番 号		事 務 所		区 分		管 理 番 号		申告区分	
受付印		令和 年 月 日 広島県 県税事務所長 様		法 人 番 号		この申告の基礎		申告年月日									
						法人税の 令和 年 月 日		の修正 更正		の決定 更正		による。		年 月 日			
所 在 地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)		(ふりがな) 代 表 者 氏 名		(ふりがな) 経 理 責 任 者 氏 名		事業種目										
			期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)		兆 十億 百万 千 円 ()		事業種目										
				期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)		兆 十億 百万 千 円 ()		資本金の額が1億円以下の普通法人 のうち中小法人等に該当しないもの		非中小法人等							
(ふりがな)							期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		兆 十億 百万 千 円 ()								
法 人 名					法 人 区 分		イに掲げる法人		期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額		兆 十億 百万 千 円 ()						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の 道 府 県 民 税 の 申告書※

摘 要			課 税 標 準			税率 ⁽¹⁰⁰⁾	税 額			(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ って計算した法人税額			①	兆：十億：百万：千：円			
所得金額の計算の内訳	所得金額総額 ⁽⁶⁸⁻⁶⁹⁾ 又は別表5 ⁽³⁵⁾	②8															
	年400万円以下の金額	②9				000	兆：十億：百万：千：円			00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			②			
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③0				000				00	還付法人税額等の控除額			③			
	年800万円を超える金額	③1				000				00	退職年金等積立金に係る法人税額			④			
	計 ②9+③0+③1	③2				000				00	課税標準となる法人税額 ①+②-③+④			⑤	000		
	軽減税率不適用法人の金額	③3				000				00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額			⑥	000		
付加価値割	付加価値額総額	③4								法 人 税 割 額 ⑤又は⑥× ⁽¹⁰⁰⁾			⑦				
	付 加 価 値 額	③5				000	兆：十億：百万：千：円			00	道府県民税の特定寄附金税額控除額			⑧			
資本割	資本金等の額総額	③6								税額控除超過額相当額の加算額			⑨				
	資本金等の額	③7				000	兆：十億：百万：千：円			00	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			⑩			
収入割	収入金額総額	③8								外国の法人税等の額の控除額			⑪				
	収 入 金 額	③9				000	兆：十億：百万：千：円			00	仮装経理に基づく法人税割額の控除額			⑫			
合計事業税額 ③2+③5+③7+③9又は③3+③5+③7+③9						④0				00	差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫			⑬	00		
事業税の特定寄附金税額控除額						④1					既に納付の確定した当期分の法人税割額			⑭	00		
差引事業税額 ④0-④1-④2						④3	00				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			⑮			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						④5					この申告により納付すべき事業税額⑬-⑭-⑮			⑯	00		
④6の内訳	所得割	④7	00			付加価値割	④8	00			均等に納付の確定した当期分の均等割額			⑰	兆：十億：百万：千：円		
	資本割	④9	00			収入割	⑤0	00			この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯			⑱	00		
④6のうち見込納付額						⑤1	差 引 ④6-⑤1			⑤2	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑱+⑲			⑳	00		
合計特別法人事業税額 (⑤3+⑤4)						⑤5				00	差 引 ⑲-⑳			㉑			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額						⑤6				00	特別区分の課税標準額			㉒	000		
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額						⑤8	00				同上に対する税額 ②4× ⁽¹⁰⁰⁾			㉓			
この申告により納付すべき特別法人事業税額						⑥0	00				市町村分の課税標準額			㉔	000		
差 引 ⑥0-⑥1						⑥2					同上に対する税額 ②5× ⁽¹⁰⁰⁾			㉕			
所得金額の計算の内訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	⑥3								法人税の期末現在の資本金等の額			兆：十億：百万：千：円				
	加算 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	⑥4								法人税の当期の確定税額							
	減算 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	⑥5								決 算 確 定 の 日			・ ・				
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑥6								解 散 の 日			・ ・				
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	⑥7								残余財産の最後の分配又は引渡しの日			・ ・				
	仮計 ⑥3+⑥4+⑥5-⑥6-⑥7	⑥8								申告期限の延長の処分(承認)の有無			事業税	有・無	法人税	有・無	
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額						⑥9					法人税の申告書の種類			青色・その他			
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))						⑦0					この申告が中間申告の場合の計算期間			・ ・			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額						⑦1					翌期の中間申告の要否			要・否	国外関連者の有無	有・無	
還 付 請 求 中 間 納 付 額						⑦2					還付を受けようとする金融機関及び支払方法			銀行 支店 口座番号(普通・当座)			
資本金の額(外貨)							資本準備金の額(外貨)				資本剰余金の額(外貨)				前事業年度の法人区分		
														イに掲げる法人			

（道府県民税）

署 名
関与税理士

(電話)

（事業税）

(特別法人事業税)

1